



佐賀県公報

平成17年
7月4日
(月曜日)
号外第2号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

条 例

◎佐賀市、佐賀郡諸富町、同郡大和町、同郡富士町及び神埼郡三瀬村

村の合併に伴う佐賀県議会議員の選挙区の特例に関する条例

(六二・議会)

公布された条例のあらまし

○佐賀市、佐賀郡諸富町、同郡大和町、同郡富士町及び神埼郡三瀬村の合併に伴う佐賀県議会議員の選挙区の特例に関する条例（条例第六二号）

1 平成一七年一〇月一日に佐賀市、佐賀郡諸富町、同郡大和町、同郡富士町及び神埼郡三瀬村を廃し、その区域をもつて佐賀市を設置することに伴う佐賀市、佐賀郡及び神埼郡の区域に係る佐賀県議会議員の選挙区は、同日からその日に在任する佐賀県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとする。

2 この条例は、平成一七年一〇月一日から施行することとした。

○ 条 例

佐賀市、佐賀郡諸富町、同郡大和町、同郡富士町及び神埼郡三瀬村の合併に伴う佐賀県議会議員の選挙区の特例に関する条例をここに公布する。

平成十七年七月四日

●佐賀県条例第六十二号

佐賀県知事 古川康

佐賀市、佐賀郡諸富町、同郡大和町、同郡富士町及び神埼郡三瀬村の合併に伴う佐賀県議会議員の選挙区の特例に関する条例

平成十七年十月一日に佐賀市、佐賀郡諸富町、同郡大和町、同郡富士町及び神埼郡三瀬村を廃し、その区域をもつて佐賀市を設置することに伴う佐賀市、佐賀郡及び神埼郡の区域に係る佐賀県議会議員の選挙区は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第十五条第一項の規定により、同日からその日に在任する佐賀県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとする。

この条例は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則

申購
込先
料

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年七月四日印 刷及び發行者
佐賀県知事 古川康行

印 刷 定 日
所 毎週月
株 古川総合
金 印刷
曜 日